

四街道市こどもルーム条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(設置等)</p> <p>第2条 市は、こどもルームを設置し、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として運営する。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>5 <u>市長は、こどもルームの運営を市長が適当と認める者に委託することができる。</u></p> <p>(入所の許可の取り消し)</p> <p>第8条 市長は、こどもルームに入所している児童が次の各号のいずれかに該当したときは、こどもルームの入所の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>児童の疾病その他の理由により管理運営上支障があると認めたと</u>き。</p> <p>(3) 児童の保護者が正当な理由なく<u>次条第1項に定める保育料を滞納したとき。</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>(保育料)</p> <p>第9条 こどもルームに入所した児童の保護者は、<u>保育の提供に係る料金（以下「保育料」という。）</u>として、別表に定める<u>金額</u>を支払わなければならない。</p>	<p>(設置等)</p> <p>第2条 市は、こどもルームを<u>設置する。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>(入所の許可の取り消し)</p> <p>第8条 市長は、こどもルームに入所している児童が次の各号のいずれかに該当したときは、こどもルームの入所の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>前条に規定する管理運営上支障があると認めたと</u>き。</p> <p>(3) 児童の保護者が正当な理由なく<u>保育に係る利用料金（以下「保育料」という。）</u>を滞納したとき。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(保育料)</p> <p>第9条 こどもルームに入所した児童の保護者は、別表に定める<u>保育料</u>を支払わなければならない。</p>

2 こどもルームを運営する者は、保育料を除くほか、食事の提供その他こどもルームにおいて提供される便宜に要する費用の額の支払をこどもルームに入所した児童の保護者から受けることができる。

別表（第9条、第10条）

区分	一般		ひとり親家庭	
	児童1人当たり	第2子以降の児童1人当たり	児童1人当たり	第2子以降の児童1人当たり
基準額（月額） ～加算額（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

- 1 （略）
- 2 「午後6時以降利用加算額」とは、午後6時から午後7時までの間に保育（第4条第1項第1号に規定する規則で定めるこどもルームで土曜日に行われる保育（以下「土曜日保育」という。）を除く。）を利用する場合の加算額をいう。
- 3 「土曜日利用加算額」とは、土曜日保育を利用する場合の加算額をいう。
- 4 「休所日利用加算額」とは、第4条第1項に規定する休所日であって、前期（5月から9月まで）及び後期（10月から3月まで）の各期別内において、同条第2項の規定により特に開所する日に保育を利用する場合（同項の規定により特に開所する日が土曜日であって、かつ、当該土曜日に保育を利用する者が土曜日保育を

別表（第9条、第10条）

区分	一般		ひとり親家庭	
	児童1人当たり	第2子以降の児童1人当たり	児童1人当たり	第2子以降の児童1人当たり
基準額（月額） ～加算額（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

- 1 （略）
- 2 「午後6時以降利用加算額」とは、午後6時から午後7時までの間に保育を利用する場合の加算額をいう。
- 3 「土曜日利用加算額」とは、第4条第1項第1号に規定する規則で定めるこどもルームで土曜日に行われる保育を利用する場合の加算額をいう。
- 4 「休所日利用加算額」とは、第4条第1項に規定する休所日であって、前期（5月から9月まで）及び後期（10月から3月まで）の各期別内において、同条第2項の規定により特に開所する日に保育を利用する場合の加算額をいう。

利用している場合を除く。)の加算額をいう。

四街道市子どもルーム条例新旧対照表（第2条関係）

改正案		現 行	
(設置等) 第2条 (略) 2 子どもルームの名称及び位置は、次のとおりとする。		(設置等) 第2条 (略) 2 子どもルームの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
四街道小そら子どもルーム	四街道市四街道1557番地	四街道小そら子どもルーム	四街道市四街道1557番地
四街道小うみ子どもルーム		四街道小うみ子どもルーム	
四街道小やま子どもルーム			
中央小あおば子どもルーム～ みそら小子どもルーム (略)	(略)	中央小あおば子どもルーム～ みそら小子どもルーム (略)	(略)
3～5 (略)		3～5 (略)	

四街道市子どもルーム条例新旧対照表（第3条関係）

改正案		現 行	
(設置等) 第2条 (略) 2 子どもルームの名称及び位置は、次のとおりとする。		(設置等) 第2条 (略) 2 子どもルームの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
四街道小そら子どもルーム	四街道市四街道1557番地	四街道小そら子どもルーム	四街道市四街道1557番地
四街道小うみ子どもルーム		四街道小うみ子どもルーム	
四街道小やま子どもルーム		四街道小やま子どもルーム	
四街道小もり子どもルーム			

中央小あおばこどもルーム～ (略)
みそら小こどもルーム (略)

3～5 (略)

(入所の許可の審査)

第7条 市長は、こどもルームへの入所の可否を決定するときは、市長が別に定める基準に従い審査するものとする。

中央小あおばこどもルーム～ (略)
みそら小こどもルーム (略)

3～5 (略)

(入所の許可の制限)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、児童の疾病その他の理由により管理運営上支障があると認めるときは、こどもルームの入所の許可を制限することができる。